

No.	質問	回答
1	<p>提出書類に「<u>労働条件（変更）通知書の写し</u>」がありますが、いつ時点のものを提出すればよろしいのでしょうか？</p>	<p>労働条件（賃金）を変更した場合の通知は義務ではありませんが、書面で通知することが望ましいため、今回の賃上げによる通知書を作成の上、添付してください。参考様式を提示していますので、適宜そちらをご活用ください。</p> <p>なお、2つ以上の事業所に係る申請を行う場合は、勤務する事業所（以下の②の項目）についても、（今回の変更はなくとも）記載してください。</p> <p>（参考）勤務条件変更通知書の記載項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①労働契約期間（無期の場合は無期と記載）</li> <li>②就業場所、業務</li> <li>③勤務時間</li> <li>④賃金</li> </ul>
2	<p>提出する賃金台帳の写しの期間は、どの期間のものを提出すればよろしいのでしょうか？</p>	<p>賃金改定前後1ヶ月ずつの賃金台帳の写しを提出してください。</p>
3	<p>賃金台帳・労働条件通知書はどのような様式であればよろしいですか？</p>	<p>サンプルとして厚生労働省の様式がありますのでご参考ください。</p> <p>その他、必要な内容が確認できれば、独自に作成している様式でも申請が可能です。</p> <p>（参考）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html</a></p>